

熊谷 照男議員に対する懲罰動議

次の理由により、熊谷 照男議員に懲罰を科されたいので、湯河原町議会議規則第 106 条の規定により動議を提出します。

令和 6 年 3 月 4 日提出

湯河原町議会議長 山 本 俊 明 様

提出者	湯河原町議会議員	土 屋 誠 一
	同	室 伏 重 孝
	同	露 木 寿 雄
	同	善 本 真 人
	同	村 瀬 公 大
	同	室 伏 寿 美 夫
	同	松 井 一 寿

〔理由〕

当該議員は、3月4日開催の議会運営委員会の際、当該議員の発行する機関誌の他の議員の一般質問の回数に誤りがあったことについて、虚偽の説明を繰り返し、正常な委員会運営を妨げ、かつその後の本会議の開会時刻の遅延など、円滑な議会運営を妨げた。

この行為は、議会の品位を軽んずるものであるとともに議事の妨害となる行為であり、自らが町民の選良であり、町民の代表としてふさわしくない行いであるとして、湯河原町議会基本条例第4条並びに湯河原町議会議規則第98条及び第100条の規定に違反するため、ここに懲罰動議を提出するものがあります。